

令和6年度に中（長）期目標期間が終了する法人に係る  
次期目標の策定等に向けた論点について

(1) 日本医療研究開発機構

- ・ 法人の業務内容が拡大・複雑化している中で、改めて、医療分野の基礎から実用化まで一貫した研究開発を推進するという法人の中核的役割について、特に社会からの研究成果の実用化への要請を踏まえて、多様な関係者と共通理解を図り、新たな中長期目標の策定及びその実現に向けて取り組んでいくことが必要ではないか。

また、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省がそれぞれ主務省として関与し、総務省及びこども家庭庁を含めた府省庁ごとに要求した予算事業を法人が実施する仕組みとなっているが、実用化のための研究開発を継続的・安定的に支援する観点から、内閣府が的確なリーダーシップを発揮しながら、主務省全体として一貫性のある方向性を示すとともに、関係府省庁と法人は事業の検討段階から成果の円滑な実用化まで継続的な意思疎通を高める枠組みを設けることが必要ではないか。

- ・ 人材確保・育成について、研究開発マネジメント人材等の資金配分機関として必要な人材の在り方を検討するとともに、公的組織ならではの魅力、業務を通じて得られる経験・能力、キャリアパスなどの効果的な発信を始め優秀な人材の確保・育成に戦略的に取り組むことを次期中長期目標に盛り込んではどうか。また、法人内部において業務の継続性を保ち、知見を蓄積することに加えて、民間との人材交流を始め、限られた有為な人材を官民で循環的に育成していくことも必要ではないか。

(2) 理化学研究所

- ・ 激しい国際競争の中で、我が国の研究機関のプレゼンスを高めていくため、特定国立研究開発法人として世界最高水準の研究成果の創出がなされているか適切に評価できるような目標又は指標を設定するべきではないか。
- ・ 先進的な研究環境の整備として、優れた若手研究者や女性研究者等の育成・輩出に向けて、有期雇用の通算契約期間の上限規制撤廃、給与の弾力化、女性限定公募の加速等の取組を実施してきていることから、各取組の効果を適切に評価しつつ、流動性と安定性を高いレベルで両立した人材の確保・育成のための取組を更に推進することが重要ではないか。
- ・ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき出資している株式会社理研イノベーションの産業界とのつながりが強い等の優位性を最大限活用し、法人が有する研究シーズを産業界に能動的に提案するとともに、その成果を法人の成果として適切に評価できるような目標又は指標を設定するべきではないか。

### (3) 宇宙航空研究開発機構

- ・ 法人に求められる役割の増大、慢性的な人材不足の中において、アルムナイ施策の推進、非宇宙分野も含めた経験者採用の拡大、組織内の人的リソースの配分見直し等の取組を実施してきていることから、各取組の効果を適切に評価しつつ、このような人材の確保・育成のための取組を更に推進することが重要ではないか。
- ・ 法人が、民間企業や大学等との共同研究、民間企業への出資等の多様な手段を用いて産学官・国内外における技術開発・実証、人材、技術情報等における結節点としての新たな役割を実現するとともに、特に宇宙戦略基金について、法人による民間企業・大学等への支援等の活動を更に推進するため、これらの成果を適切に評価できるような目標又は指標を設定すべきではないか。

### (4) 年金積立金管理運用独立行政法人

- ・ 法人においては、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）に基づくガバナンス改革の趣旨を踏まえ、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等によって、適切に役割分担及び連携が図られており、自律的なPDCAサイクルが機能していると考えられる。引き続き、国民から一層信頼される組織体制を確保することとしてはどうか。
- ・ 年金積立金が増加する中で、年金積立金の管理運用の高度なモニタリングやリスク評価等を行う運用専門職員等の確保・育成という課題に対応するため、人材の受入れに伴う環境整備や業務を通じて得られる経験・能力の効果的な発信を行うなど、人材の確保・育成に向けた必要な取組について、次期中期目標に盛り込んでどうか。  
また、年金積立金の管理運用に関するデータマネジメントの取組や投資判断プラットフォームの整備に関して必要とされるデータサイエンスの専門人材の確保・育成についても取り組むことが重要ではないか。
- ・ 法人の基本ポートフォリオに占める外国資産の割合が増加していることを踏まえ、市場リスクだけではなく、地政学上のリスクや、気候変動によるリスク等の多様なリスクについても配慮しながらリスク管理の高度化に取り組むことが重要ではないか。

### (5) 国立健康危機管理研究機構

- ・ 第一期中期目標の策定及び業務実施に向けては、法人のこれまでの議論において整理された課題とそれに対応した必要な方策を目標に落とし込むことが重要であり、新型コロナウイルス感染症への対応における政府全体の課題と今後の対応策について整理した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）等の

記載を踏まえ、第一期中期目標の策定及び業務実施に取り組む必要があるのではないか。

また、国の施設等機関である国立感染症研究所と独立行政法人である国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）から特殊法人を新設するという前例のない統合であるため、丁寧に統合作業を行うとともに、組織形態が変更することに伴って従前からの強みが失われることがないように、柔軟な運営に努めることが重要ではないか。法人に新たに求められる役割を踏まえ、2つの異なる組織の統合によって生じるシナジーを検討し、第一期中期目標に盛り込んでどうか。

さらに、2つの組織の統合以降、新体制において危機管理総局等の統括部門が組織全体の調査・研究をマネジメントしていくに当たり、組織内のガバナンス強化に必要な取組についても第一期中期目標に盛り込んでどうか。

- ・ 法人設立後の十分な科学的知見の確保・共有に向けて、国内外の医療機関や研究機関、地方自治体等との間で平時からネットワークを構築しておくことを第一期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 感染症対策については、平時・有事の両方について、国や法人の業務フロー全体の在り方を検討していくことが重要ではないか。特に、有事の際の内閣感染症危機管理統括庁、厚生労働省、法人の関係部署全体の意思決定フロー等については、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の記載を踏まえ、混乱や停滞が生じないように、平時から綿密に摺り合わせるべきではないか。

また、法人の業務フローについては、「国立健康危機管理研究機構の創設に向けて～感染症に不安を抱くことのない社会の実現～」(令和6年4月9日国立健康危機管理研究機構準備委員会報告書)で示された内容を法人設立後に実践し、必要に応じて見直していくべきではないか。

- ・ 引き続き、国立高度専門医療研究センター（NC）や既存の医療系独立行政法人など関係機関と連携することが必要ではないか。特に、NCGMの中の医療研究連携推進本部（JH）がNC6法人の資源・情報を集約し、それぞれの専門性を生かしつつ有機的・機能的連携を行う役割を果たしてきたところ、法人の設立後はNC5法人＋1特殊法人という形になるが、引き続き連携することを第一期中期目標に盛り込んでどうか。
- ・ 情報収集・分析・リスク評価や研究・開発等法人に求められる役割を発揮するための専門性の高い人材の確保・育成に向けて、産学官連携等の必要な取組を第一期中期目標に盛り込んでどうか。

#### (6) 産業技術総合研究所

- ・ 法人に蓄積された世界最高水準の研究成果に関する貴重な研究データ等の解析等に

より、インプリケーションを抽出し、更なる研究活動の活性化を図ることや、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るために設立した株式会社 AIST Solutions の効果的な活用など、法人のミッション遂行能力を向上させ、研究開発成果の最大化を図る必要があるのではないか。

また、共同研究などによる企業等との連携、社会実装に向けた実証プロジェクトの実施及びスタートアップの創出など、株式会社 AIST Solutions が法人と一体となって推進する取組の成果を法人の成果として適切に評価できるような目標及び指標を設定すべきではないか。

- ・ 世界最高水準の研究開発の成果を創出するため、法人の研究人材等の確保・育成に向けたこれまでの取組やその効果を検証した結果を踏まえ、優秀で多様な研究人材等の確保・育成を図ることが重要ではないか。
- ・ 特定国立研究開発法人は、国の基盤的プロジェクトへの参画等を通じて、国の重要課題に取り組んでいることから、より徹底した研究セキュリティ・インテグリティを確保することを次期中長期目標に盛り込んではどうか。

#### (7) 住宅金融支援機構

- ・ 社会・経済環境の変化や、法人の主力商品であるフラット35の事業量が減少傾向にある状況を踏まえ、法人の役割を再認識した上で、住まいのライフサイクルを通じた新たな支援の実施等、民間金融機関では支援が届いていない部分の商品化について検討し、次期中期目標に盛り込んではどうか。

新たな支援・商品化の検討に当たっては、融資に関連したデータを活用するDXの観点も必要ではないか。

- ・ 近年、激甚化・多頻度化する大規模災害への対応に係る「災害復興住宅融資」や「耐震改修リフォーム融資」等の住宅資金融通等事業（直接融資）については、地方公共団体、民間金融機関や利用者等のステークホルダーのニーズを的確に把握するとともに、周知・啓発の強化に向けた定量目標を次期中期目標に盛り込んではどうか。
- ・ 住宅政策上の課題に対する効果測定を行うための成果指標（アウトカム指標）について、主務省において検討の上、具体的な定量目標を設定することが重要ではないか。